
法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)

運用ガイド

この度は、「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」は、ソリマチ株式会社の「農業簿記」の会計データを「法人税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1.「達人 Cube」からアップデートする場合.....	5
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合.....	9
4.運用方法	11
1.「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	11
2.「農業簿記」と「法人税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	12
5.操作方法	13
1.「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	13
2.「農業簿記」と「法人税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	16
6.連動対象項目	21
「農業簿記」から連動するデータ（連動元）.....	21
「法人税の達人」に連動するデータ（連動先）.....	22
別表十六（一）.....	23
別表十六（二）.....	24
別表十六（六）.....	25
別表十六（七）.....	26
別表十六（八）.....	27
7.アンインストール方法	28
8.著作権・免責等に関する注意事項	29

1.対応製品

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	法人税の達人(令和05年度版) Professional Edition
	法人税の達人(令和05年度版) Standard Edition
ソリマチ株式会社	農業簿記12



注意

- ・ 本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。
- ・ 「農業簿記12JAバージョン」をご利用の場合、「法人税の達人from農業簿記12(減価償却)」はご利用いただけません。「そり蔵ネット」にログインし、「農業簿記12JAバージョン」専用の連動コンポーネントをダウンロードしてご利用ください。「農業簿記12JAバージョン」のデータ連動方法について、詳しくはソリマチ株式会社へお問い合わせください。
お問い合わせ先電話番号：03-5420-2205

2.動作環境

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の「対応製品」と同様です。



注意

- ・ 「法人税の達人from農業簿記12(減価償却)」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の「対応製品」をインストールしている必要があります。
- ・ 「法人税の達人from農業簿記12(減価償却)」の起動中に、「農業簿記」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」をインストールする手順は、「達人 Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人 Cube」からアップデートする場合

1. 「達人 Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



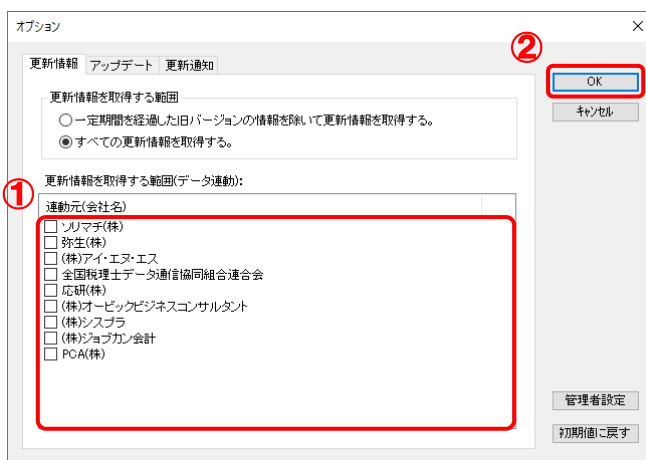
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



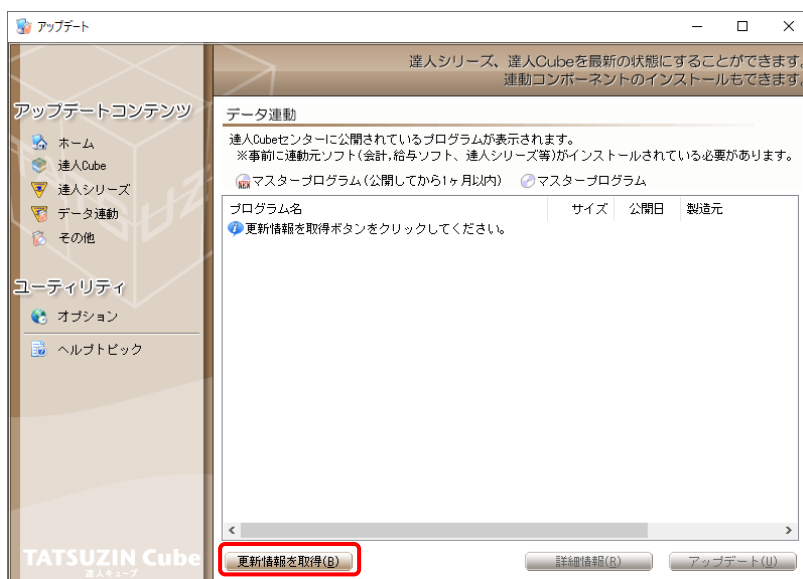
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



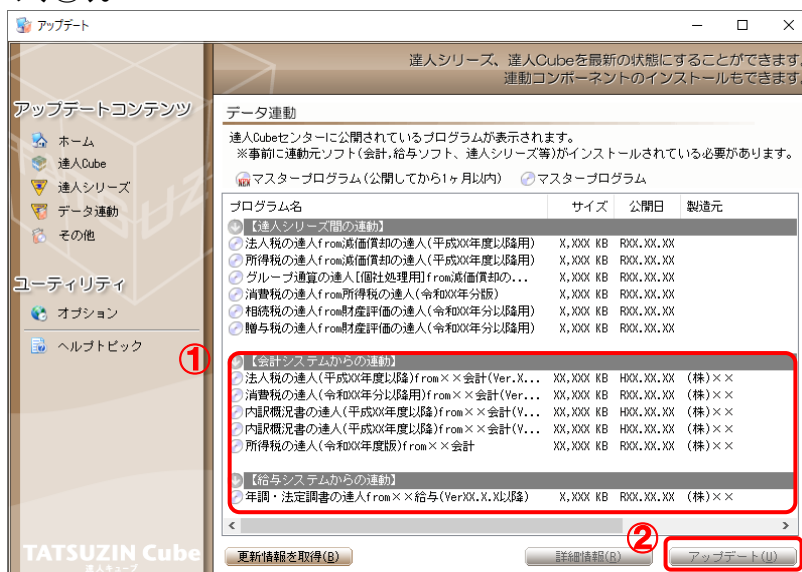
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

9. インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

[確認] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

10. [はい]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

11. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記1 2 (減価償却)」のインストールは完了です。

2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

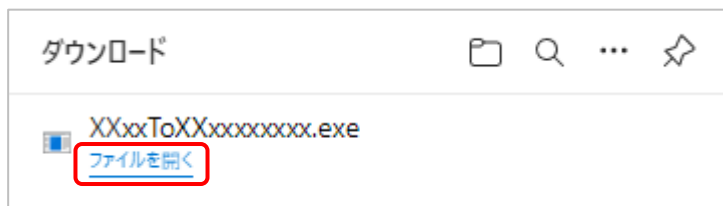
1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ (https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。

The screenshot shows the website interface for downloading components. The main content area is titled 「連動会計・給与ソフト」 and includes a list of software components under the heading 「法人税の達人」.

会社名	連動ソフト・サービス名	連動コンポーネント/マニュアル
株式会社NTTデータ (申告書作成ソフト)	・ 減価償却の達人	ダウンロード
ソリマチ株式会社	・ 会計正 XX PRO ・ 会計正 XX ・ 農業簿記 XX	ダウンロード
弥生株式会社	・ 弥生会計	ダウンロード
株式会社フリーウェイジャパン	・ フリーウェイ経理Pro	※
株式会社アイ・エヌ・エス	・ X会計Pro-Socio	ダウンロード
全国税理士データ連携協同組合連合会	・ TACTICS財務 XX	ダウンロード
応研株式会社	・ 大蔵大臣AX ・ 大蔵大臣NX/VerX VerX ・ 大蔵大臣個別準拠版NX/VerX VerX ・ 建設大臣NX/VerX VerX ・ 産業大臣NX/VerX VerX ・ 大臣エンタープライズ 会計	ダウンロード
株式会社ワイエムジーソフト	・ 富士山会計 FINE	※

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

[確認] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

9. [はい]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のインストールは完了です。

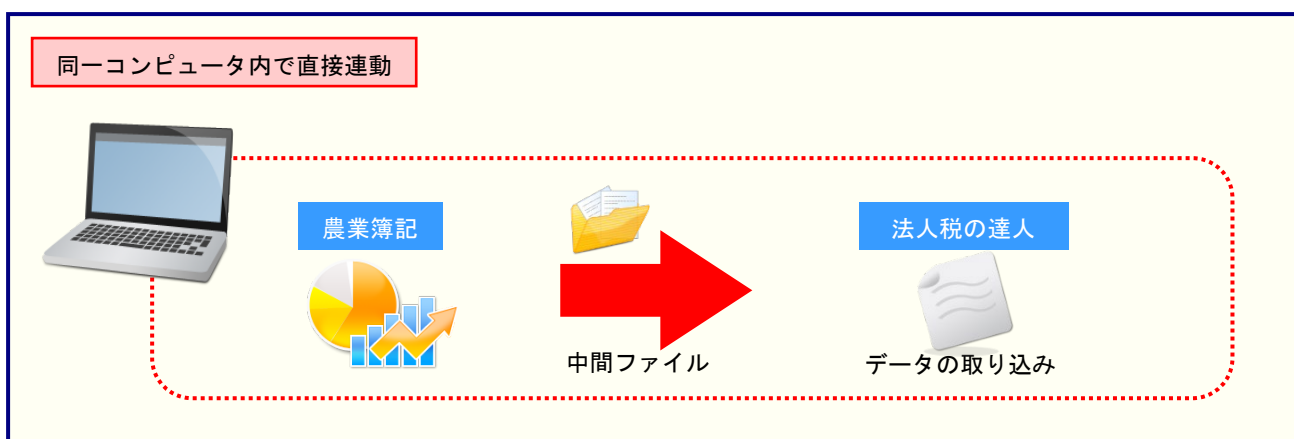
4.運用方法

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」は、「農業簿記」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

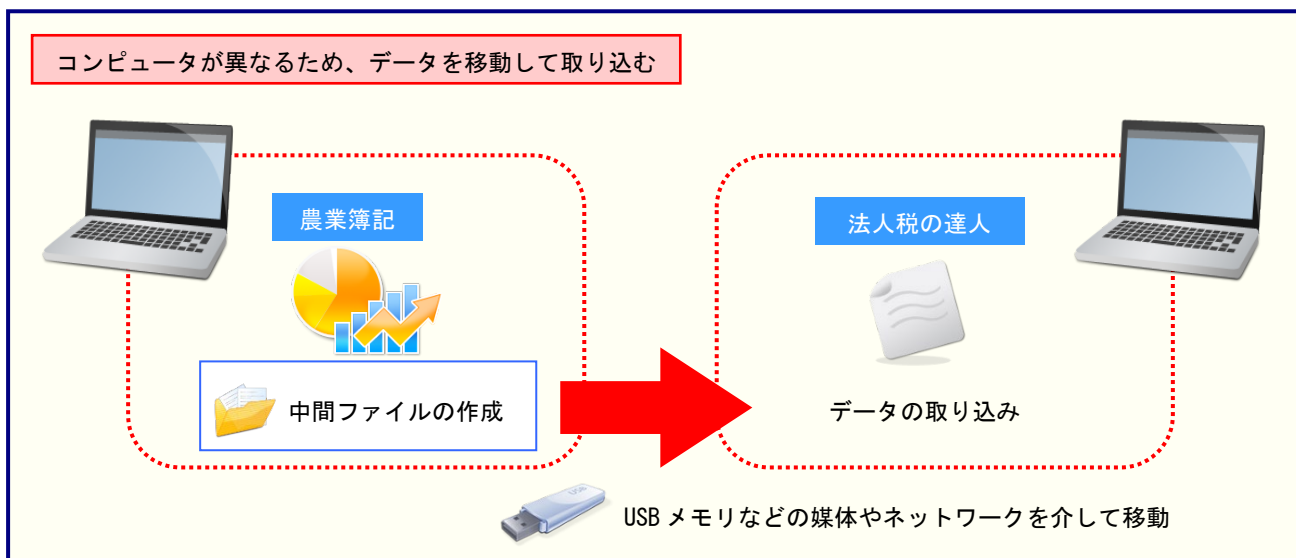
1.「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」で作成した中間ファイルを直接「法人税の達人」に取り込みます。



2.「農業簿記」と「法人税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「農業簿記」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「法人税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



5.操作方法

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」を使って、以下の手順で連動します。

事前に「6.連動対象項目」(P.21)を必ずお読みください。

操作手順は、「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

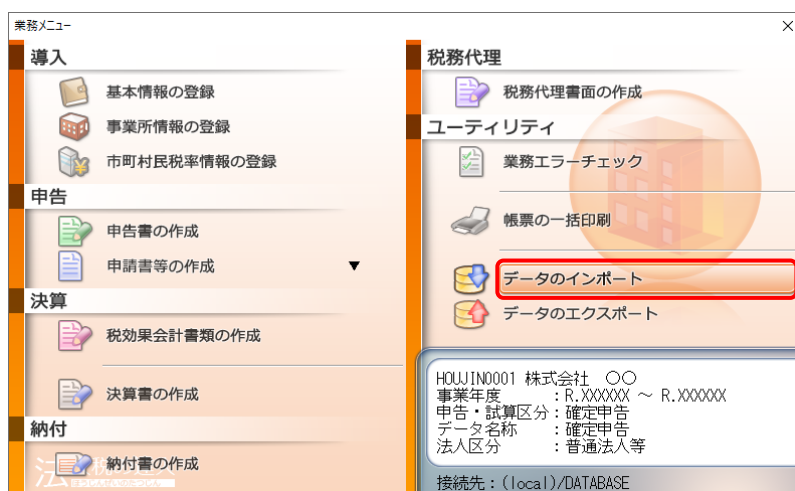


注意

「農業簿記」側での経営形態が『法人』のデータのみ連動できます。『個人』のデータは連動できません。

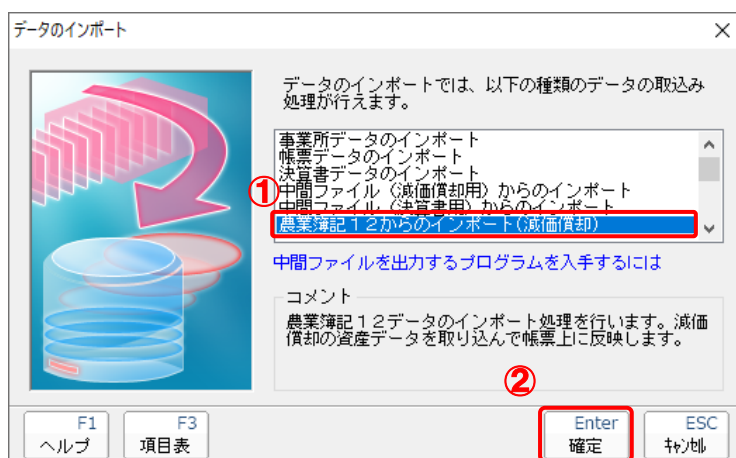
1.「農業簿記」と「法人税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「法人税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [農業簿記12からのインポート(減価償却)]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



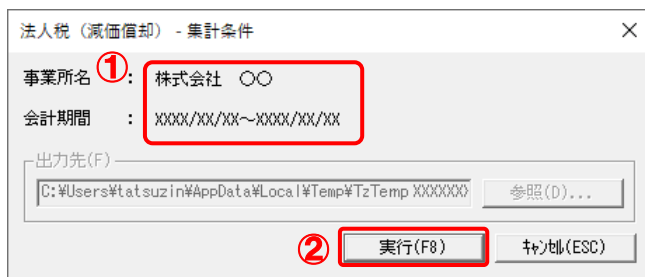
[データ選択] 画面が表示されます。

3. 「法人税の達人」に取り込む「農業簿記」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



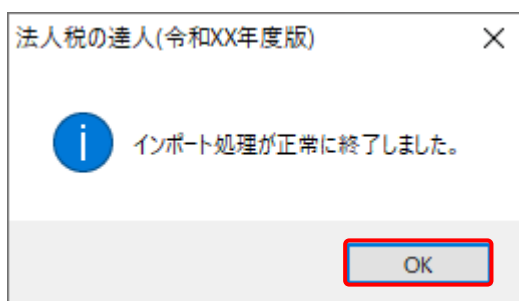
[法人税(減価償却) — 集計条件] 画面が表示されます。

4. 集計条件を確認し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

5. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「法人税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2. 「農業簿記」と「法人税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]—[法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)]をクリックします。

[データ選択] 画面が表示されます。

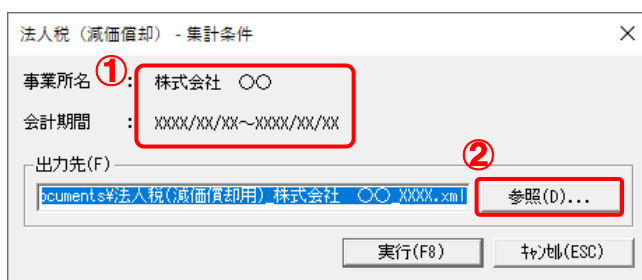
※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ] — [法人税の達人 from 農業簿記12 (減価償却)] をクリックします。

2. 「法人税の達人」に取り込む「農業簿記」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



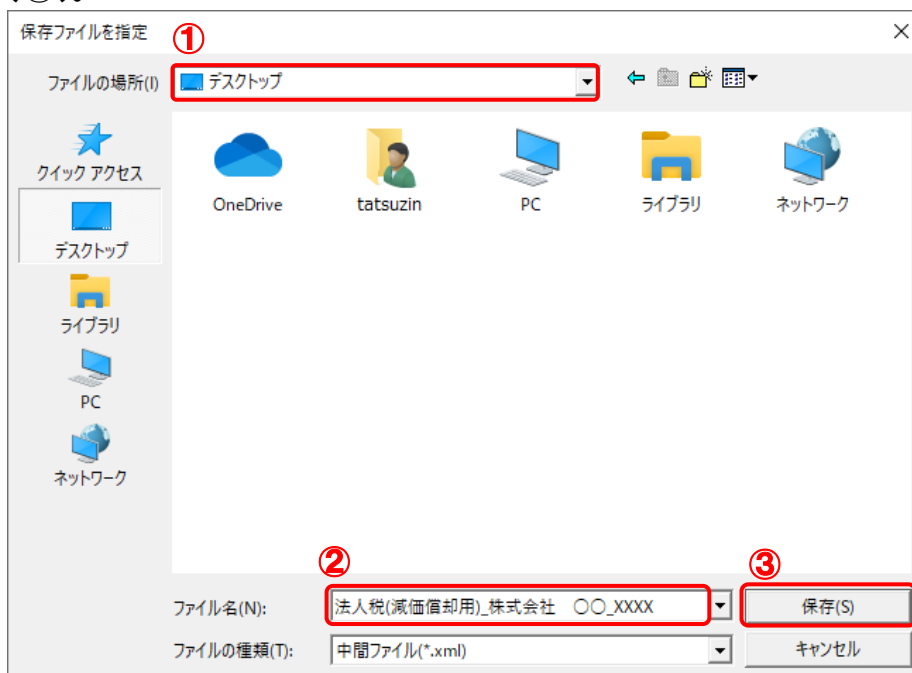
[法人税 (減価償却) — 集計条件] 画面が表示されます。

3. 集計条件を確認し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

4. [ファイルの場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



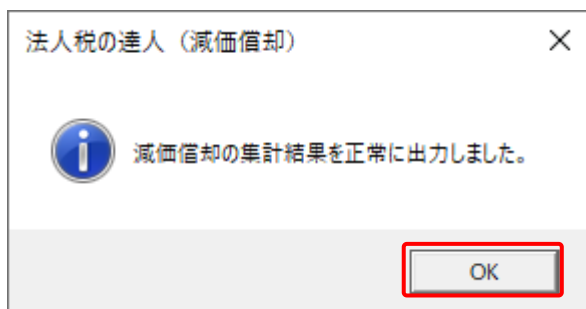
[法人税(減価償却) — 集計条件] 画面に戻ります。
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

5. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

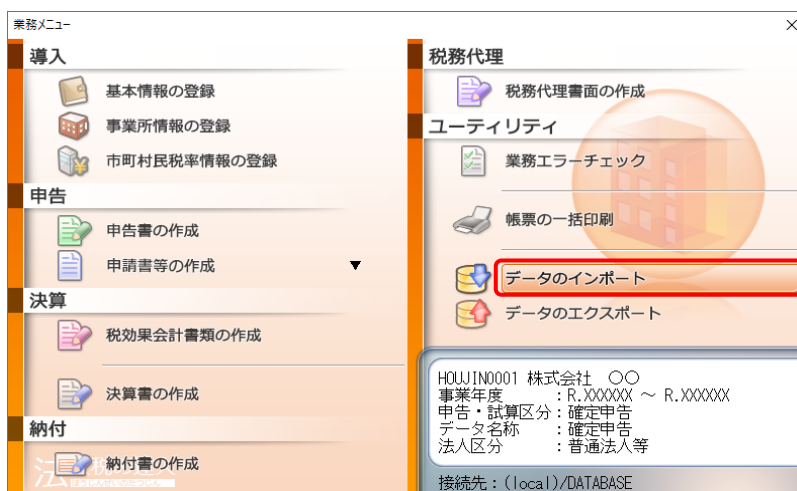
6. [OK]ボタンをクリックします。



手順4で指定した「ファイルの場所」に、中間ファイルが作成されます。

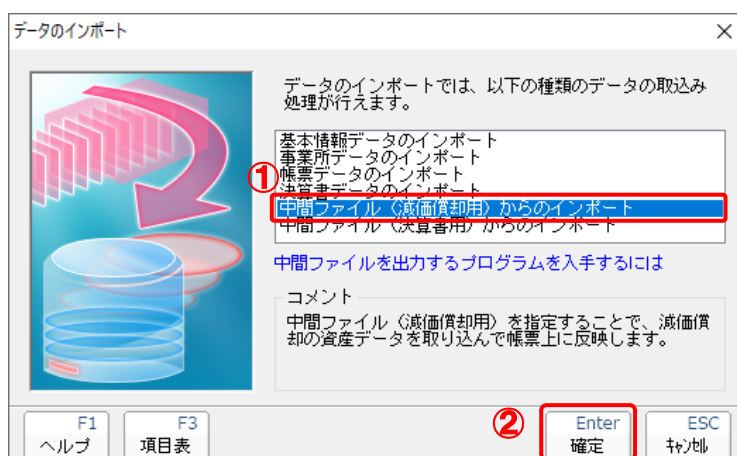
7. 作成された中間ファイルを、USB メモリなどの媒体やネットワークを介して「法人税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

8. 「法人税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



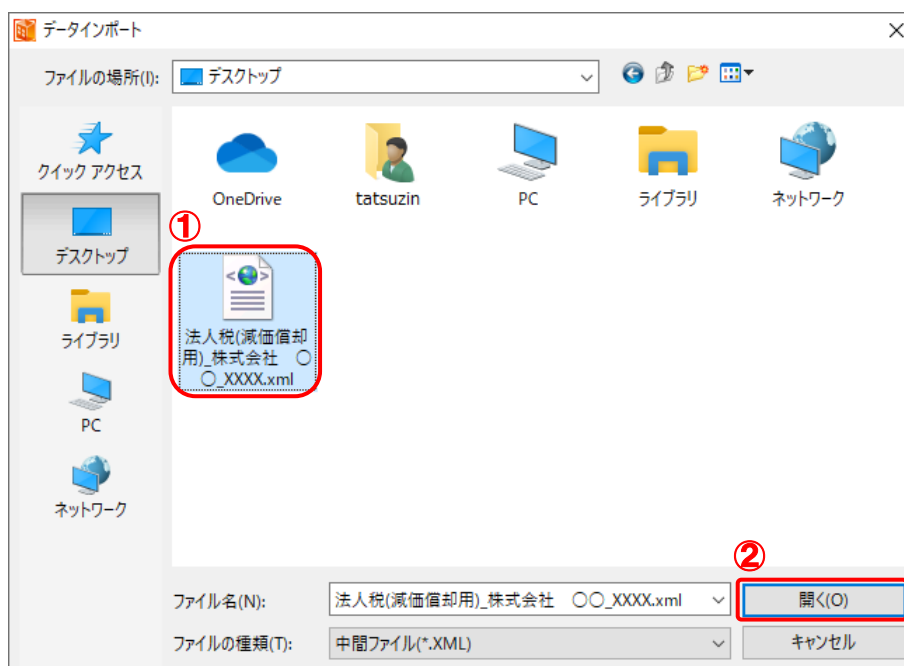
[データのインポート] 画面が表示されます。

9. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



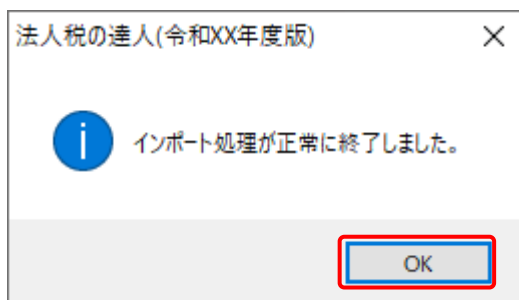
[データインポート] 画面が表示されます。

10. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」では、「農業簿記」の減価償却資産登録よりデータを取り込みます。

「農業簿記」から連動するデータ(連動元)

「農業簿記」からは「初期」タブー「減価償却資産登録」のデータが連動します。

農業簿記12 - 株式会社 ○○ R.XX/XX/XX~R.XX/XX/XX [ダイレクトメニュー]

初期(I) 日常(T) 決算(K) 繰越処理(X) 資産台帳(Q) 集計分析(S) データ管理(F) 利用設定(E) サポート(H) ウィンドウ(W)

ダイレクトメニュー 減価償却資産登録

農業簿記12 株式会社 ○○ R.XX/XX/XX ~ R.XX/XX/XX 法人 決算完了

データ選択 終了

初期 基本 | 詳細 |

日常 決算 繰越処理 資産台帳 集計分析 データ管理 利用設定

基本情報設定 消費税情報設定 勘定科目設定 期首残高登録 **減価償却資産登録** 棚卸資産 育成資産管理

農業簿記12 - 株式会社 ○○ R.XX/XX/XX~R.XX/XX/XX - [減価償却資産登録]

初期(I) 日常(T) 決算(K) 繰越処理(X) 資産台帳(Q) 集計分析(S) データ管理(F) 利用設定(E) サポート(H) ウィンドウ(W)

初期 > 基本 > 減価償却資産登録

R.XX年 検索条件(D) | コード順全表示

操作ガイド

コピー 修正 削除 出力 受入 ヘルプ 終了

F9 F2 F3(Insert) F4(Delete) Shift+F4 Shift+F3 F1 F8

機能 仕訳作成 集計表 総括表 比較表 月按分 台帳 内訳 印刷

Shift+F2 Shift+F6 F5 F6 Shift+F9 Shift+F5 F11 F12 F7

コード	資産名称	資産区分	取得日	方法	耐年	登録状況	取得価額	期首帳簿価額
1	トラクター	車両運搬具	R.XX/XX/XX	定額	5	新規取得	5,000,000	0
<新規作成>								
							表示資産数	1
								5,000,000
								0

上下キーで画面スクロール、ファンクションキーで機能選択できます。

NUM

「法人税の達人」に連動するデータ(連動先)

「法人税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の太枠部分が連動対象項目です。

決算書

別表十六(一)
別表十六(二)
別表十六(六)
別表十六(七)
別表十六(八)



注意

- ・ 別表十六(一)と別表十六(二)の入力方法は「資産別」(資産1つ1つの表示)で連動します。「資産種類別」(資産の種類毎にまとめて表示)ではありません。
- ・ 別表十六(六)の列の属性は「明細入力」で連動します。「合計表示」ではありません。

別表十六(一)

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度	法人名				
資産	種別	1					
	構造	2					
	相	3					
	区分	取得年月日	4	・	・	・	・
		事業の用に供した年月	5	・	・	・	・
		耐用年数	6	年	年	年	年
		取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	帳簿	(7)のうち積立金方式による経費配賦の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
		差引取得価額 (7)-(8)	9				
		償却額計算の対象となる期末現在の積立金額	10				
	簿価	期末現在の積立金の額	11				
		積立金の期中取崩額	12				
		差引積立金額 (10)-(11)-(12)	13	円	円	円	円
		損金に計上した当期償却額	14				
		前期から繰り越した償却超過額	15	円	円	円	円
	当期分の普通償却額	合計 (13)+(14)+(15)	16				
		平成10年3月31日以前の取得の場合	残存価額	17			
差引取得価額 × 5%			18				
日定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)			19				
旧定額法の償却率			20				
算出償却額 (19)×(20)		21	円	円	円	円	
増加償却額 (21)×割増率		22	()	()	()	()	
合計 (21)+(22)又は(16)-(18)		23					
平成10年よりの取得の場合		算出償却額 (16)-(23)	24				
		定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25				
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	
増加償却額 (27)×割増率	28	()	()	()	()		
合計 (27)+(28)	29						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
	特別償却限度額	特別償却率	31	()	()	()	
		特別償却限度額	32	円	円	円	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)+(32)+(33)	34					
当期償却額	35						
差引	償却不足額 (34)-(35)	36					
	償却超過額 (35)-(34)	37					
償却超過額	前期からの繰越額	38	円	円	円	円	
	当期客観的償却	償却不足によるもの	39				
		積立金取崩しによるもの	40				
	差引合計当期への繰越額 (37)+(39)-(40)	41					
	特別償却不足額	当期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39)+(40)のうち少額)	42				
当期において超える特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		43					
差引当期への繰越額 (42)-(43)		44					
当期分不足額		45					
最終繰越額	46						
備考	47						

別表十六(一) 合五・四・一 以後終了事業年度分

別表十六(二)

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度	法人名
資産の種類	1		
構造	2		
取得年月日	3		
取得年月日	4		
事業の用に供した年月	5		
耐用年数	6		
取得価額又は製作価額	7		
(7)のうち、優待金方式による償却資産の償却額の計算に算入しない金額	8		
差引取得価額 (7) - (8)	9		
償却額計算の基数となる期末現在の積立金額	10		
期末現在の積立金の額	11		
積立金の期中取崩額	12		
差引積立金額 (10) - (11) - (12)	13		
損金に計上した当期償却額	14		
前期から繰り越した償却超過額	15		
合 計 (13) + (14) + (15)	16		
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17		
償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	18		
平成19年3月31日以前取得の場合	19		
差引取得価額 × 5%	20		
旧定率法の償却率 (18) × (20)	21		
増加償却額 (21) × 制税率	22		
合 計 (20) + (22) ÷ (18) - (18)	23		
平成19年3月31日以後取得の場合	24		
定率法の償却率 (18) × (23)	25		
調整前償却額 (9) × (25)	26		
保証率	27		
償却保証額 (9) × (27)	28		
改定取得価額 (26) < (28)	29		
改定償却率 (29) × (25)	30		
増加償却額 ((26)又は(30)) × 制税率	31		
合 計 ((26)又は(31)) + (32)	32		
当期分の普通償却限度額等 (23), (24)又は(33)	33		
特別償却限度額 (23), (24)又は(33)	34		
特別償却限度額 (23), (24)又は(33)	35		
特別償却限度額 (23), (24)又は(33)	36		
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37		
合 計 (34) + (36) + (37)	38		
当期償却額	39		
差償却不足額 (38) - (39)	40		
引償却超過額 (39) - (38)	41		
償却超過額	42		
償却不足によるもの	43		
積立金取崩しによるもの	44		
差引合計翌期への繰越額 (41) + (42) - (43) - (44)	45		
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40) - (42)) + ((26) + (37))のうち少ない金額	46		
当期において繰り越せる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47		
差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48		
翌期繰越額	49		
当期分不足額	50		
繰越額を超過する引上り金額 ((40) - (42)) + (36)のうち少ない金額	51		

別表十六(二) 令五・四・一 以後終了事業年度分

別表十六(六)

繰延資産の償却額の計算に関する明細書		事業 年度	・	・	法人名	別表十六(六)				
I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書										
繰延資産の種類	1									
支出した年月	2	・	・	・	・	・				
支出した金額	3	円	円	円	円	円				
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月				
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5									
当期分の普通償却限度額 (3) × (5) / (4)	6	円	円	円	円	円				
当期分の 償却 限度 額	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)				
租税特別措置法適用条項	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円				
特別償却限度額	8									
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9									
合計 (6) + (8) + (9)	10									
当期償却額	11									
差引 償却不足額 (10) - (11)	12									
差引 償却超過額 (11) - (10)	13									
償却超過額 前期からの繰越額	14									
同上のうち当期損金認容額 (12)と(14)のうち少ない金額	15									
差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16									
特別償却 不足額	17									
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8) + (9)のうち少ない金額	17									
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18									
差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19									
翌期への繰越額の内訳	20	・	・							
当期分不足額	21									
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22									
II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書										
繰延資産の種類	23									
支出した金額	24	円	円	円	円	円				
前期までに償却した金額	25									
当期償却額	26									
期末現在の帳簿価額	27									

合五・四・一 以後終了事業年度分

別表十六(七)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書		事業年度	・	・	法人名		
資産 区 分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
資産 区 分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
資産 区 分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)						8	円

別表十六(七)
令五・四・一
以後終了事業年度分

別表十六(八)

一括償却資産の損金算入に関する明細書		事業 年度	・ ・ ・	法人名			
事業の用に供した事業年度	1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	(当期分)
同上の事業年度において 事業の用に供した一括償却 資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当 期 の 月 数 (事業の用に供した事業年度の中間 申告の場合は、当該事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5						
差 引	損金算入不足額 (4) - (5)	6					
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損 金 算 入 限 度 超 過 額	前期からの繰越額	8					
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額	9					
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六(八)

令五・四・一 以後終了事業年度分

7.アンインストール方法

「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください (必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windows のスタートメニュー[Windows システムツール]-[コントロールパネル]をクリックします。**

[コントロールパネル] 画面が表示されます。
※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[Windowsツール] - [コントロールパネル] をクリックします。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)]をクリックして選択し、[アンインストールと変更]をクリックします。**

[よろこそ] 画面が表示されます。
- 4. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。
- 5. [メンテナンスの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**法人税の達人 from 農業簿記12(減価償却)
運用ガイド**

2023年8月26日初版
